

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月2日
【会社名】	三菱UFJリース株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 柳井 隆博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3013
【事務連絡者氏名】	総務部長 森崎 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3013
【事務連絡者氏名】	総務部長 森崎 篤
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 三菱UFJリース株式会社名古屋本社 (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱UFJリース株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱UFJリース株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番5号) 三菱UFJリース株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱UFJリース株式会社神戸支店 (神戸市中央区明石町48番地)

1【提出理由】

2021年2月26日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年2月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 当社と日立キャピタル株式会社との合併契約承認の件

2021年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、日立キャピタル株式会社を消滅会社とする吸収合併契約を承認する。

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2021年4月1日予定）に、定款を一部変更する。

(1) 合併に伴い商号、目的、及び発行可能株式総数の変更を行う。

(2) 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

(3) 会社法に定められた取締役の責任免除に関する規定の新設、及び責任限定契約の内容の変更を行う。

(4) 上記各変更に伴い条数の整備等の所要の変更を行う。

(5) 現行定款第42条の削除及び合併を通じた経営統合に伴い、附則を新設する。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）10名選任の件

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、合併及び定款変更の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2021年4月1日予定）に、取締役（監査等委員である者を除く。）として、川部誠治、柳井隆博、西浦完司、野々口剛、安栄香純、井上悟志、佐藤晴彦、中田裕康、鴨脚光眞、及び佐々木百合を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、合併及び定款変更の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2021年4月1日予定）に、監査等委員である取締役として木住野誠一郎、三明秀二、箕浦輝幸、平岩孝一郎、及び金子裕子を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、合併及び定款変更の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2021年4月1日予定）に、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を、年額8億円（4月1日から翌3月31日における年額。うち社外取締役1億円）以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、合併及び定款変更の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2021年4月1日予定）に、監査等委員である取締役の報酬額を、年額2億円（4月1日から翌3月31日における年額）以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、合併及び定款変更の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2021年4月1日予定）に、監査等委員でない取締役（社外取締役及び国外において課税対象となる者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額を、年額1億5,000万円（4月1日から翌3月31日の年額）以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）に対する非金銭報酬（社宅の提供）の額及び内容決定の件
 第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決され、合併及び定款変更の効力が発生することを条件として、その効力発生日（2021年4月1日予定）に、取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対する社宅提供に係る非金銭報酬報酬額を、月額2百万円以内として設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案	8,207,637	1,077	1,644	99	可決
第2号議案	7,912,779	293,489	4,090	96	可決
第3号議案					
川部 誠治	8,114,156	75,958	20,149	98	可決
柳井 隆博	8,115,847	76,375	18,040	98	可決
西浦 完司	8,114,060	78,165	18,040	98	可決
野々口 剛	8,109,902	82,323	18,040	98	可決
安栄 香純	8,114,151	78,074	18,040	98	可決
井上 悟志	8,114,246	77,979	18,040	98	可決
佐藤 晴彦	8,114,171	78,054	18,040	98	可決
中田 裕康	8,163,121	43,054	4,090	99	可決
鴨脚 光眞	6,951,012	1,255,159	4,090	84	可決
佐々木 百合	8,163,348	42,827	4,090	99	可決
第4号議案					
木住野 誠一郎	8,028,184	178,085	4,090	97	可決
三明 秀二	8,027,131	179,138	4,090	97	可決
箕浦 輝幸	8,157,756	48,520	4,090	98	可決
平岩 孝一郎	8,155,926	50,350	4,090	98	可決
金子 裕子	8,168,518	37,758	4,090	99	可決
第5号議案	8,195,892	6,957	7,513	99	可決
第6号議案	8,196,048	6,801	7,513	99	可決
第7号議案	8,034,326	175,993	42	97	可決
第8号議案	8,195,181	7,667	7,513	99	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第5号議案から第8号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上